

【前期 第一問】

被告人 X は、手の平で病人の患部を叩くことによって病気を治す(以下、S 治療という)ことができる特別な能力をもつとして、多数の信奉者を集めていた。A とその息子の B は、平成 5 年頃に X の開催するセミナーに参加したことをきっかけとして、X を深く信奉するようになっていた。

平成 13 年 10 月 14 日に、A は脳内出血で倒れ、C 病院に入院した。A の病状は重く、意識障害があり、点滴による水分補給や薬物投与、痰を除去する措置等を受けていた。A の主治医 D の診断は、治療には約 1 ヶ月を要し、右半身には麻痺等の後遺症が残る可能性が高いが、命に別状はないというものであった。

B は A に後遺症を残さないようにしたいと考え、X に相談したところ、X は今まで脳内出血などの重篤な患者に対し S 治療をしたことがなかったにもかかわらず、S 治療が有効だと答えた。そこで、B は X に対して A に S 治療を行うことを依頼した。

そこで、同月 22 日の朝、B は主治医 D が「病院で点滴や痰の除去等の生命維持に必要な治療措置を続ける必要がある。点滴を止めると尿量が減って尿毒症になってしまうし、病院の外に連れ出せば、免疫が落ちているから必ず肺炎を併発し、死んでしまう。」と止めるのも聞かず、X の「病院から移動させても大丈夫だから、すぐに連れて来るように。」という言葉に従って、A に付けられていた点滴装置をはずし、A を車椅子に乗せて C 病院から連れ出して、施設 E にいる X に A をあずけた。施設 E に着いたときには、A は見るからに呼吸が苦しそうで、意識がなく、話すこともできなかった。B は S 治療の有効性を信じていたものの、一応 X に対し主治医 D から言われたことを報告したが、X は「問題ない。」と答えただけだった。

その日の午後、X は A に対し S 治療を施したが、A の容態は一向によくならなかった。X は A の容態を見てこのままでは死亡するかもしれないと考えたが、それでもかまわないと考え、痰の除去や水分補給の点滴等の A の生命維持に必要な措置は一切行わなかった。A の状態を危惧した B が救急車を呼ぼうかと尋ねると、「私の治療を信じないのか。」などと怒鳴りつけた。この時点で救急車を呼べば、A の救命は十分に可能であった。

翌日 A は痰による気道閉塞に基づく窒息により死亡した。

X の罪責を論ぜよ。

【補足】

尚、息子 B との間には保護責任者遺棄致死罪の限度において共同正犯が成立するが、本問では共同正犯について論じないこととする。

参考判例：最高裁平成 17 年 7 月 4 日第二小法廷決定